

# 火葬場はなぜ忌避されたのか？

— 鹿児島県与論島における火葬場成立の事例から —

町 泰樹

## Why had the crematory been avoided ?

— A case study of the crematory establishment in Yoron island,  
Kagoshima Prefecture —

Taiki MACHI

### Abstract

In 2003, the crematory was established in Yoron island. It took almost 15 years to found it. In this paper, I would like to discuss about the factors why it took such a long time for Yoron people to establish the crematory.

First, I will describe the outline of the process of establishing the crematory, and then analyze the negative discourses of the people to it. Their discourses were comprised of anxiety that daily life could be threatened by centralization of negative extraordinariness by death. Secondly, to clarify more about it, I will compare two funeral processions of interment and cremation. Thirdly, I will analyze the requests for the crematory and point out some measures for protecting daily life of vicinal people of the crematory. Besides, I will show how the opponent's discourses could be placed on the official discussion by seeing the town council meeting minutes.

Finally, I would like to point out that the crematory contains both cultural and political aspects, but it is a difficult place for both domains to be communicated. To establish the crematory as NIMBY, a discussion based on multiple standards of value such as indigenous cultural norms would be needed.

キーワード：火葬場，反対運動，日常・非日常，文化的規範，与論島

## I. はじめに

2003（平成15）年9月，鹿児島県最南端の離島である与論島に火葬場「昇龍苑」が完成した。与論島において火葬場建設計画が着手される契機となったのは，1988（昭和63）年に出された町行政からのアンケートである。以降約15年にわたり，火葬場の問題は島全体の課題として議論を巻き起こしてきた。

戦後，南西諸島の多くの地域で火葬が普及したが<sup>1</sup>，その点について研究が始められたのはようやく1990年代の半ばに入ってからである<sup>2</sup>。それらの先行研究では，伝統的に洗骨を伴う

1 奄美・沖縄における火葬の普及については，加藤 [2001a] が詳しい。

2 例えば，尾崎 [1996]，加藤 [2001b, 2003, 2004]，塩月 [2008]，津波 [2009]，など。

土葬が行われてきた地域において、火葬がどのように受容されたのか、洗骨もしくは土葬の要素が残存しているのか、という点に関心が払われてきた。

与論島の火葬化を取り上げた研究でも同様の視点が内包され、土葬から火葬への移行を検討し、島民が理想とする墓の形態について考察した朴銓列の「与論島における遺骨処理方式の変遷と指向点」[朴2008]や、洗骨・改葬習俗が終焉に向かっていることを論じつつ、火葬の受容に伴った新たな葬制の基準が模索されていることを指摘した武井基晃の「火葬場が変える島の葬送 終焉に向かう与論島の洗骨・改葬習俗のその後の展望」[武井2008]、といった研究がある。

これらの論文では、洗骨から火葬へと移行する際の墓制や儀礼の変容を通して、文化変化のダイナミクスが主題化されているものの、そもそもなぜ火葬場の建設に15年という歳月が必要とされたのか、言い換えるならば、島民が火葬場を忌避してきた要因は何であったのかという問題には十分に答えているとは言えない。

火葬場は、遺体処理の施設として人生の終の場としてあるが、それゆえ同時に迷惑施設ともみなされている。迷惑施設としての火葬場の問題は、その立地条件や行政手法の問題として取り上げられてきた[火葬研究協会立地部会2004]。しかし、それだけで火葬場の問題を解決することは出来ない。宗教社会学者のロベール・エルツによれば、個人の死は社会にとっての損失であり、それゆえに、死は社会を脅かす「悪い力」とみなされ、社会から排除されるのだという[エルツ2001]。そのような、死をめぐる展開される社会的力学に注意を払わなければ、火葬場の問題を十分に検討したことにはならないだろう。その際、死者や遺体をめぐる地域住民の認識の在り方や、それに基づく地域内の文化的規範などに注目する必要がある。地域住民の火葬場に対する忌避意識の一端を明らかにすることで、火葬場が近隣住民からの合意に基づく望まれた施設として成立する可能性を模索したい。

本稿では、与論島における火葬場設置までの概要について述べ( 章)、そこで出された火葬場に対する否定的な言説を取り上げ、検討を加える( ・ 章)。そして、それらの言説が公的な議論の場でどのように位置づけられていたのかについてみていく( 章)。それらを通して、与論島の人々が火葬場に対してどのような忌避意識を構成し、問題化してきたのかを明らかにしたい。

なお、本稿で用いられる資料や事例は、2008(平成20)年から2009(平成21)年の間に断続的に行った、与論島での現地調査で得られたものである。現地調査では、役場職員や宗教者、火葬場建設準備委員会の人々、反対運動を展開した人々などからの聞き取りに加え、町議会議事録の閲覧を行った。その際、火葬場設置の経緯、火葬場やその建設計画に関する住民の意識、の2点に意識を向けた。ただし、特にについては、火葬場に対する様々な人々の考えや個人における重層的な認識をすくい上げるために、推進派や反対派を問わずに聞き取りを行った。

## II. 火葬場設置までの概要

### 1. 動き出す火葬場建設計画

1988（昭和63）年の6月、与論町役場によって町政の進め方に関する全世帯対象のアンケート調査が実施された。そのなかに火葬場の必要性について尋ねる項目があり、全戸数の75%にあたる1,980戸から火葬場建設の要望があった〔与論町議会定例会会議録1997.3.19：213〕。与論島では、それ以前からも火葬場の必要性は認識されていたようで、宇屋貴の報告によれば、1973（昭和48）年にも与論町役場から全世帯を対象とした火葬場の必要性に関するアンケートが実施されている〔宇屋2005：71〕。

町行政は、1988（昭和63）年のアンケート調査の結果を受け、同年12月に火葬場建設準備委員会（以下、準備委員会と呼ぶ）を設置する。準備委員会では、建設候補地の調査・検討が重ねられ、他の町村における火葬場の視察も行われ、その結果、茶花墓地近くに隣接する町有地を候補地として火葬場建設計画が進められることになった。町当局は、当時の役場の担当課長や準備委員会のメンバーを中心に、隣接地主や候補地の半径200m以内に居住する住民からの同意<sup>3</sup>をとりつけた。そして、1990（平成2）年度当初予算に火葬場の建設工事費が計上され、これが議会において全会一致で可決される〔与論町議会定例会会議録1997.3.19：213〕。

しかしその後、一部の住民が反対者の会を結成する。当時の火葬場建設候補地は、島で一番の繁華街である銀座通りの裏手に予定されており<sup>4</sup>、主に銀座通り商店街の人々を中心とした反対運動が生じた。また、反対運動を機に、法定距離内に居住する住民のなかにも、同意を撤回する人々が現れた。

町当局は、反対者の会の人々との話し合いの場を設けると同時に、同意を撤回した住民から再度同意を取り付けようと奔走するが、反対派住民の態度は変わらなかった。いくら「説明」や「お願い」を重ねても、住民側の反対という態度が変わらない事態に、当時の町長や担当課長は頭を悩ませた〔与論町議会定例会会議録1991.3.15：184-193〕。

反対者の会による署名運動で集められた603名の署名が町側へと提出され、町側は建設後の運営への不安から、1991（平成3）年度の一般会計意予算書における火葬場建設の項目を廃目とした〔与論町議会定例会会議録1991.3.15：184-193〕。

---

3 火葬場の設置に関しては、「墓地、埋葬等に関する法律」（以下、「墓埋法」と呼ぶ）の第10条に基づいて都道府県知事の許可を得なければならないことになっている。八木澤・浅香によれば、「青森など8府県を除き、大半がこの許可基準を細則により定めて」おり、細目には都道府県ごとにバリエーションがあるという〔浅香・八木澤1983：131-134〕。そのためおそらく、ここで提示される、火葬場建設候補地から半径200m以内に居住する住民からの同意のとりつけという条件は、県側から要請されたものであったと推測される。

鹿児島県では、平成12年3月28日に制定された「鹿児島県事務処理の特例に関する条例」によって、火葬場経営の許認可が市町村において処理されるようになっている。

4 元役場職員Bさんによると、商店街は「墓埋法」によって定められた範囲（200m以内）には入らない。また、当該候補地はモクマオー林に囲まれており、仮に火葬場が建設されたとしても、商店街から建物自体を見ることはできないと推測される。ただ、商店街からは徒歩10分程の場所であり、筆者が現地を踏査した実感としては非常に近く感じられた。

## 2. 難航する用地取得

1991（平成3）年、前町長の任期満了に伴う町長選挙においてAさんが当選し、新町長となる。Aさんは、実現こそできなかったものの、火葬場の建設を公約として掲げた初めての町長であった。

Aさんが当選した当時、火葬場の必要性をみなが認識しているにも関わらず、火葬場が利用されるかどうかは「半々ぐらい」という実感で、「与論は昔から埋葬をしているから、火葬場を作っても利用する人はいないよ」と周囲の人々から言われるような状況であった。

しかし、一旦島を離れて本土に出て戻ってきた若者たちは、与論の伝統的葬法である洗骨の方法を知らず、教えてもらっても簡単に実行できるわけではない。そのため、時代が進むにつれて洗骨をできる人が少なくなってしまう、という不安がAさんにはあった。それはAさんだけでなく、選挙での支援者や他の町議会議員も抱いていた不安であったという。そのため、Aさんは町長選挙の際には火葬場の建設を公約として掲げることにした。

当初Aさんには、火葬場を建設までこぎつけられる目算があったというが、その見通しとは裏腹に、A町政下における火葬場建設計画は挫折の連続となった。以下では、Aさんからの聞き取りをもとに、A町政下における火葬場建設計画の概要を述べる。ただ、紙幅の都合から聞きえた候補地すべてに触れるのは避け、火葬場をめぐる議論として特に筆者が目撃すべきと考えた部分を中心に事例を提示していく。

当選後、Aさんが一番初めに候補地として想定していた場所は、現在火葬場のある立長集落伊波地区であった。もともと当該地では国の補助事業として伊勢エビの養殖が行われていたが、事業が倒産してしまい、連帯保証人となっていた地主数名に大きな借金が残されてしまっていた。

町長を務める以前に漁協の組合長をしていたAさんは、当該地のそのような状況を以前から知っていた。また、Aさんの応援者であり友人でもあったB議員が連帯保証人の一人となっており、借金の返済についての心配や失敗した事業の跡地として当地が残っている「見苦しさ」から、「何とか助けてくれ」と求められてもいたという。そのような理由から、Aさんは当該地域を火葬場建設予定地の適地として想定していた。

しかし、地主からの内諾を受け、実際に火葬場建設予定地となっていることが表面化すると、地元住民から猛烈な反対が沸き起こってしまう。地主の一人でもあったB議員が周囲の説得を試みたが、説得することはできず、火葬場建設計画はふりだしに戻ってしまう。

次の候補地は、空港も所在しているかねも兼母地区内の、現在は廃屋になっている「国民センター」と呼ばれていた町営の宿泊施設がある土地であった。「国民センター」は1973（昭和48）年にオープンした国民宿舎で、正式名称を「海中公園センター・ヨロン」という<sup>5</sup>。「国民センター」は、観光ブームのなかばに建設された「与論観光のシンボル」であった [与論町誌編集委員会1988：695-697]。

5 ここでは、話者であるAさんの呼称を採用し、以下「国民センター」という呼称を用いる。

しかし、観光がすたれて廃館となり、「幽霊屋敷のように」なっていた。当時はちょうど閉館して間もなく、町有地であることに加えて周辺に住む人々や畑の数も少なかった。そのため、新たに土地を取得するよりも手続きが簡単で、土地や建物の有効な再利用になるとAさんは考えていた。

しかし、「観光の島なのに、空港の玄関口に火葬場を置くなんてとんでもない」という反対意見が茶花の商工会や、観光業界の人々から提出される。当時は回想してAさんは、「一応町有地であるので、最悪の場合はこの場所に建設しようと考えていた」と語っていた。まだ考えられる候補地がいくつかあったことと、一旦反対運動が起きてしまうと、よほどのことがない限り覆らないと分かっていたための、とりあえずの候補地撤回であったが、火葬場建設計画はまたもやふりだしに戻ってしまった。

A町政の第2期も後半にさしかかろうとしていた1996（平成8）年頃、新たな候補地として城集落平瀬地区の名が挙がる。当該地はAさんを応援していた人物の土地であったため、土地の交渉自体はすぐに内諾を得ることができたという。

しかし、候補地近隣に農地を所有する人々の間から反対運動が沸き起こる。反対運動を行った住民からの聞き取りによれば、当初、Aさんを応援していた人物の土地の近くに農地を持つ人にも、土地提供をお願いする話に来ていたようだ。しかし、その人物は火葬場が農地の近くに建設されることには反対であった。そこで、同じく近くに農地を持つ別の人物へ相談に行く。すると、相談を受けた人物がさらにもう一人、候補地に隣接した土地を持っている人物に相談に行く。その結果、隣接地主の間では、役場側が公表するよりも早く、当該地が候補地になっていることが知れ渡ることとなった。

反対派住民は、署名を集めて陳情として提出したり、準備委員になっている公民館長や町議会議長、A町長の自宅を訪れ、候補地の見直しを直に要求したりしていた。また、「200m以内に居住する住民の同意を得なければならない」とする行政側の手続きについて知った反対者は、候補地に隣接する農地に建てていた休憩用の小屋に住みこみ、それをもって火葬場建設計画撤回を求めたりもした。冷蔵庫や布団などの生活用品を運び込み、住民票の住所も変更するなどの徹底ぶりで、まさに生活をかけての反対という状況であった。

町長をはじめ、準備委員に加わっている地元の公民館長などは反対派住民の説得を試みたが、住民の態度は頑なで、一切話を聞いてもらえないか、話を聞いてくれたとしても「一応聞くだけは聞いてやる」といった様子で、反対という態度は変わらなかった。

反対派住民の断固たる姿勢を受け、A町長自身も「ここまでやって（火葬場の建設が実現：筆者注記）できないのならばしょうがない」と思うに至り、火葬場建設は断念された。こうして、2期にわたったA町政下での火葬場建設計画は、数々の候補地を転々としながらも建設用地を確保できず、実現には至らなかった<sup>6</sup>。

1999（平成11）年、前町長Aさんの任期満了に伴う町長選挙で、Cさんが新町長として選出

6 以上の記述はAさんからの聞き取りによるものである。

された。Cさんも、前町長Aさんと同じく、火葬場の建設を公約として掲げていた。

C町政下において、まず火葬場建設候補地として挙げたのは、那間集落宇勝墓地周辺の土地で、前町長のAさんが候補地として検討したこともあった。

1999（平成11）年12月に、当該地域の事情に詳しいDさんを準備委員として任命し、事前調査を含めた推進活動を遂行させた [与論町議会定例会会議録2001.3.16：99-114]。同年12月中旬から翌年の1月初旬にかけて、役場の担当者やDさんを中心として、候補地の地主や候補地近隣の住民から火葬場建設への同意の取り付けが行われた。

2000（平成12）年3月の定例議会においてC町長は、建設予定地の地権者からは内諾をとり、200m以内の居住者5名の同意を得ていること、隣接地主5名のうち3名からの同意を得ていること、建設時期として平成13年度の実施を考えていることを述べている [与論町議会定例会会議録2000.3.17：123]。

しかしながら、C町長が建設計画を描いていた平成13年度の直前、2001（平成13）年2月16日に開催された地権者や地域の人々への説明および懇談会において、これまでの「行政の対応のまずさ」を指摘される。そして、火葬場建設候補地の周辺住民が、これまで表立って反対を示さなかったものの、その実は反対だということが顕わになった [与論町議会定例会会議録2001.3.16：102]。

ここでの「行政の対応のまずさ」とは、用地取得に関するものではなく、候補地近隣住民からの同意の取り付け方をめぐるものであったようだ。当時の状況について話してくれた女性（40代）によると、近隣住民のほとんどは、自分の家の近くが火葬場の候補地となっていることを知らなかったという。そこへ、役場側から近隣住民の同意を取り付けるよう委任された人物が現れ、近隣住民の家を1軒ずつ回って同意の署名を求めていた。話者の女性によると、それは「いきなり印鑑をもらいに来た」もので、署名欄にはすでに数名の近隣住民が署名をしていた。同意を取り付けにやってきた人物もその点にふれ、「大体みんな同意してくれていますよ」ということを述べていたという。そのため、話者自身は近くに火葬場が設置されることに違和感を覚えつつも、署名をするしかなかった。

準備委員として火葬場建設計画に関わっていた男性（60代）によると、当該地域における説明・懇談会では、「本心では反対だ」と述べる人が「結構いた」そうである。そのため、説明・懇談会で「一番乗り気だったのは地主さん」で、「その人の取り巻きは非常に盛り上がってるんだけど、一歩ちょっと離れてみると、もう本音は反対だっていうので、温度差があるのよ、集落のなかで」ということが明るみになったという。

集落への全体的な説明を行わず、それに先行して個別に同意を得るやり方、しかも周囲の人々の同意を示唆することで集落内の人間関係の圧力を利用しようとするやり方が、ここでの批判の対象となっていた。そこで醸成された行政の対応に対する違和感が、火葬場への素朴な違和感とあいまって、説明・懇談会で噴出したのだと考えられる。

説明・懇談会がもたれた翌月の町議会では、議員の一人から13年度中の火葬場建設の見直しについて質問がなされた。C町長は、建設用地の確保並びに地域住民の理解と協力を得るために現在努力していると答弁するが [与論町議会定例会会議録2001.3.16：115]、町行政側は、最終的に宇勝墓地周辺の火葬場建設計画を断念せざるを得なかった。

### 3. 火葬場設置の実現

宇勝墓地周辺の火葬場建設計画が挫折してしまったことを受け、次なる候補地探しが始められた。そこで選ばれたのは、前A町政下でも候補地とされた、立長集落伊波地区の土地であった。

2001年（平成13）年9月の町議会定例会において、当時の町民生活課の課長が地権者から火葬場の建設候補地として用地取得の内諾を得ていることを報告している〔与論町議会定例会会議録2001.9.19：61〕。2002（平成14）年7月には、役場庁内に火葬炉選定委員会が設置され、8月には第1回火葬炉選定委員会が開催された。与論町における火葬場建設計画が、用地取得の段階を経て、具体的な建設計画を考える段階へと進んだことが分かる。

当時立長集落の公民館長を務め、集落の代表者として火葬場推進委員会に加わっていたE（男性：60代）さんによれば、2001（平成13）年頃には、当該地域に火葬場が建設されることが「ほぼ決まりつつある状況」になっていたという。C町長に協力を要請されたEさんは、集落の全世帯を回って協力をお願いをするなど、推進活動を行っていた。しかし、何名かの反対者があり、やはり集落として全面的に賛成・協力するという状況には至っていなかった。

そのような状況のなか、最終的に当該地が建設予定地として決定されたのは、立長公民館で開かれた町行政主催の住民説明会においてであった。そこで、火葬場建設候補地周辺に農地などの土地を持つ人々の代表を選び、火葬場周辺の環境整備や火葬場完成後に現れると想定される問題点とその対応策、火葬場を設置する見返りとしての地元からの要望（農地整備など）について、地権者の意見を反映させようということになった。そこで、町当局との仲介や交渉を行う役割として「地権者代表」を選出することになり、1人の男性が推薦を受け、選出された。その男性は、地権者代表を引き受けるに当たって、「これ以上反対などの意見が出ないようにしてくれ」という条件を提示し、説明会に参加していた集落民や地権者たちはそれに同意した。そのため、それ以降は反対意見が出ることはなく、「どのような火葬場を作るのか」という前向きな議論で建設計画を進めることができるようになったという。

その後、2002（平成14）年10月に他町村の火葬場視察などを経て、2003（平成15）年3月には建設工事に着工する。そして同年9月、島で初めての火葬場「昇龍苑」が完成し、同年10月から島民への供用が始められることとなった。

## III. 火葬場への漠たる不安

### 1. 反対派の言い分

前章では、与論島における火葬場設置までの経過をたどった。そこでは、地域住民からの同意の取り付け方など、町当局の行政手続きに関する問題も含まれていた。しかし、それだけでは、なぜ火葬場候補地の近隣住民から強烈な反対運動が生じたのか、また、反対運動という行為によって態度を表明しないまでも、漠然とした忌避意識がなぜ引き起こされたのかといった問題はすくい取ることができなかった。

そこで、本章では火葬場そのもの、もしくはその建設に対する否定的な言説を「反対派の言い分」として取り上げ、検討することで、島民が抱いていた火葬場に対する懸念の内実を明ら

かにしたい。以下、反対派の言い分について事例をあげていく。

火葬場建設計画が具体的に始動し、茶花墓地近くの町有地が火葬場建設候補地となった時、反対派の言い分は次のように構成されていた。まず第1に、当該候補地は茶花の商店街に近く、商店街は島で一番の繁華街であるため、火葬場を建設することは、火葬場自体のイメージからして景観上好ましくない。第2に、葬儀の際には黒服に身を包んだ人々が、葬列を組んで市街地を練り歩くこととなり、それは繁華街の雰囲気と相応しくない。そして第3に、茶花の商店街は空港や港も近くにあり、観光客が来島した際には島の玄関口となるが、そのような場所に火葬場を建設することは、観光に悪影響を及ぼすのではないかと、という3点である。

ここで問題となっているのは、火葬場が繁華街の近くへと設置されることの「不相応さ」である。それは、商店街という島民が日常的に利用する場への不相応と、観光客からのまなざしへの不相応という2つのベクトルを持ち、火葬場自体のイメージだけでなく、火葬場に「黒服」を着た会葬者が集まることに起因している。次の事例は、その点について、当時役場の担当課課長であった男性が語ったものである。

#### 事例1) Fさん(男性:60代 元役場職員)

Fさん:「例えば、すぐそこだから、茶花の街の入り口になるから、第一はそれが相応しくないっていう、街の入り口に、お葬式の人たちが黒服を着て、街の入り口でこうあれしたら、街の、その景観、環境の立場から相応しくないんじゃないかっていう意見が多かったね、その時は。」[聞き取り日:2009.9.13]

現在火葬場が設置されている集落においても、火葬場建設の話が持ち上がった際に、反対という態度を表明する住民は皆無ではなかった。当該集落の公民館長を務め準備委員会にも身を置いていたEさん(前出)は、その当時提起された反対派の言い分として、次の点を挙げた。まず第1に、喪服を着た人々がひっきりなしに火葬場までの道を通るのではないかと懸念があったこと。第2に、火葬場ができてしまうと、その近くの土地が売れなくなってしまうという懸念があったこと。そして第3に、島中から会葬者が集まってしまう、農作業などの仕事が出来なくなってしまうのではないかと懸念があったこと、という3点である。会葬者への不安は先に引いた事例と共通するが、観光客が必ず訪れることが想定されていない当該地では、島民の日常生活への配慮が強く表れている。

また、居住している家の近くが火葬場の候補地となった経験を持つGさんは、その当手を振り返りつつ、次のように語っていた。

#### 事例2) Gさん(女性:40代)

Gさん:「うちはほら、ここお墓の近くだから、今日は何時頃ここを通るよねって今でも思うから。それがもう与論町全体から来るんだから、確かに気にはなるよね。そう思えば、やっぱり反対なんだよね。」(中略)「やっぱり火葬場が近くにできて利益になることはまずないよね。通り道になるし。年寄りが寿命でとかだったらまだいいけど、例えば変な死に方した人もみんなだからね。」[聞き取り日:2009.6.22]

Gさんは、家の近くにお墓があることも踏まえつつ、火葬場が設置された場合には納骨のために集まる会葬者のみならず、島じゅうから会葬者が集まることを想定し、その点を問題として捉えている。また、島内で異常死とみなされるような、例えば自殺などの「変な死に方」をした遺体も通ること、火葬場への忌避感を強める要因となっていることもわかる。

## 2. ネガティブな非日常的空間の構成

これまで挙げた事例のなかで、火葬場が生活空間の近くに設置される際に島民が懸念する重要な点として特に注目すべきは、そこに「会葬者が集中する」ということである。本節では、会葬者の集中化という事態が島民にとってどのような意味を持つものであるのか、考察していきたい。そこでまずは、次の事例を手がかりとしたい。

### 事例3) Hさん(女性:70代 反対者)

Hさんは、所有する畑の近くに火葬場建設計画が持ち上がっていることを知り、夫や候補地の近くに土地を有する友人らとともに反対運動を行った経験を持つ。彼女は、反対運動を行った理由を尋ねる筆者に、「火葬場の近くでは働けない」ということを述べ、次のように続けた。

Hさん：「みんなが葬式して黒服着てそこに来てるのに、人が悲しんでるのに自分だけそれを横目で見ながら働くっちゃうのはできないってことよ。やっぱり葬式なんかがあれば、それが自分の知らない人でも気になるもんだよ。」[聞き取り日：2008.9.20]

会葬者が集まることへのHさんの懸念は、会葬者を目の当たりにすることで、働くことができないという点に起因している。ここで、葬儀が構成する空間の意味合いと、そこでの会葬者の役割を検討することで、Hさんの懸念の内実をより明確に示したい。

葬儀が行われる際には、「食べる料理」や「死者に近い縁者が着ける衣服」などによって、その日が特別な日で、現在起こっていることが特別な事柄であるということが強調される[波平1988:23]。つまり、葬儀は日常とは異なる非日常的空間を構成する。さらにそれは、祝祭などとは異なった、死という非常にネガティブな意味合いを持った空間である。それに対し、「働く」とは日常的行為であり、そこでは日常的な空間が構成されていると指定される。

また、喪家の人々や会葬者が身につけている「黒服」・「喪服」とは、島民の文化的コードに基づいた記号を示す小道具<sup>7</sup>であり、彼/彼女らはその小道具に身を包むことによって、葬儀が行われていること、そしてそれに参加していることを表明している。

働いているときに「黒服」・「喪服」を身に付けた会葬者を目の当たりにするということは、行為者の日常的空間と葬儀の非日常的空間の接触を意味している。と同時に、まさに「目の当たりにする」という知覚によって、「黒服」・「喪服」という記号が有している文化規範が、受容者へと作用することとなり、「働くことができない」という状況に陥る。葬儀のようなネガ

7 「黒服」や「喪服」を文化的な記号を有する「小道具」として捉える視点は、社会的状況下における人々の相互行為について、演劇論的にアプローチするE.ゴッフマンの手法を参考にした[ゴッフマン1974]。ここでいう「小道具」とは、当該状況を規定する記号を有し、演じ手がそれを身につけることで、受け手に対して現在の状況がどのような場で、どのように振舞うのが適切であるのかを示すものを指している。

ティブな非日常的空間が日常的空間と接触した場合には、日常的空間が非日常的空間へと再編成されてしまうのである。

日常から非日常へという空間の再編成は、当該空間における行為者に対し、ついさっきまでは適切であったはずの行為が、同一の行為ではあっても、次の瞬間には不適切で場違いな行為へと転化してしまうという事態をもたらす。それ故に、日常的行為である労働を、会葬者を目の当たりにしてなお続けることに困難が生じるのである。

「黒服」や「喪服」という記号が、島民にとってネガティブな非日常性を発露させる文化的コードの一つとして認識されるという点は、次の事例からも読み取れる。

葬儀への参加は、それが普段からさして付き合いのない人のものであってもなるべくなされる。その理由として、集落を同じくする者の葬儀へは参加したほうが良いという、地縁による参加の義務、故人もしくは故人の親族などが自分の親や親族の葬儀に参加していた場合に生じる、互酬性に基づく参加の義務、などが生じるためだと説明を受けた。しかし実際には、故人や喪家との関係性をいちいち思い返して考えるよりも、とりあえずは行っておいたほうが良い、というスタンスで葬儀に参加するという。

ここで留意すべき点は、島民の葬儀に参加する姿勢が、「行った方がよい」という文字通りの消極的姿勢ではなく、むしろ「行かなければならない」というある種の義務感を帯びているように観察される点である。与論島の人々は、喪服を身につけている人々を見かけると、それを気かけ、どこの家で葬儀が行われているのかについて情報を集めだす。仮に喪服を着ている人が知人であり、誰が亡くなったのかを自分が知らない場合には必ず声をかけ、どこの誰が亡くなり、通夜や葬儀が何時ごろから行われるのか確認する。そして、出かけることができない場合には、親戚や友人に甲問金だけでも持って行ってもらう。

与論島の人々にとって「黒服/喪服」をみるということは、葬儀が行われていることを知ることであり、それによって葬儀に参加しなければならないという義務感を生じさせる。すなわちそれは、島民にとっての「黒服/喪服」という文化的コードが、葬儀というネガティブな非日常的空間への参加を内発的に強制するような、強い拘束力を持ったものであることを示している。故に、島民にとって会葬者の集中化は、日常生活空間を脅かすものとして認識されていたのである。

#### IV. ネガティブな非日常性の空間論

##### 1. 空間の集中化と固定化

前章では、「会葬者の集中化」という反対派の言い分について、会葬者が持つ文化的意味合いの面からその内実に迫ろうと試みた。本節では、既に指摘したネガティブな非日常的空間に着目しながら、「集中化」の側面をめぐる具体的な位相から反対派の言い分を理解することを目指す。そのために、与論島における遺体及び会葬者の流れについて、土葬の場合と火葬の場合の流れを実際に地図上に示し、両者の比較を行う。

まず、土葬の場合の遺体及び会葬者の移動の流れについてみていく。与論島の葬儀は、ほとんどの場合自宅で行われる。自宅で葬式後、納棺し、棺を墓地まで運んで埋葬する。墓地まで

の移動は、農協が提供する霊柩車を用いるが、墓地が近くにある場合は男性数名で棺を担いで移動する。この時会葬者も一緒に移動し、霊柩車を使う場合にも、会葬者はバスや車などでその後を追う。墓地に着くと埋葬がなされ、近親者などの近い人々以外はそこで解散となる。そのため、土葬時の遺体及び会葬者の移動の流れは次のようになる。

自宅      墓地

次に、火葬の場合の遺体及び会葬者の移動の流れについてみていく。火葬の場合も自宅で葬式・納棺を済ませるが、その後墓地ではなく火葬場へと向かう。火葬場で遺体を焼いて拾骨し、墓地へと移動してから納骨を行う。この時、一時遺骨を自宅へ持ち帰り、一定期間経た後に墓へ納骨する家もあるようだ。火葬を行った場合の遺体および葬儀参加者の移動の流れは、次のようになる。

自宅      火葬場      墓地

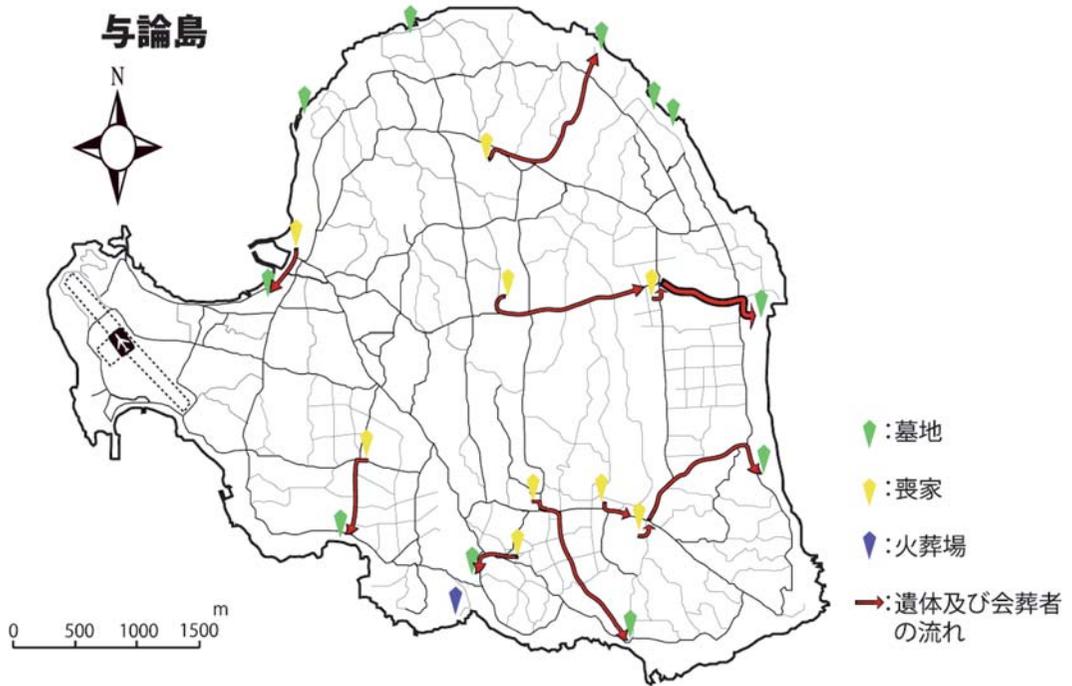
上記の例を、各集落で人が亡くなったと想定して複数化し、図示すると、図1、図2のようになる。

図中、主に海岸沿いにある緑色のマークは墓地を、南にある青色マークは火葬場を表している。黄色のマークは喪家を示しており、喪家となっている場所は各集落の公民館の所在地を利用することにした。赤色のラインが遺体及び会葬者が通る道である。通る道が重複する場合には、それが分かるように当該箇所から矢印を改めて示し、重複している分だけ矢印を太く表記した。

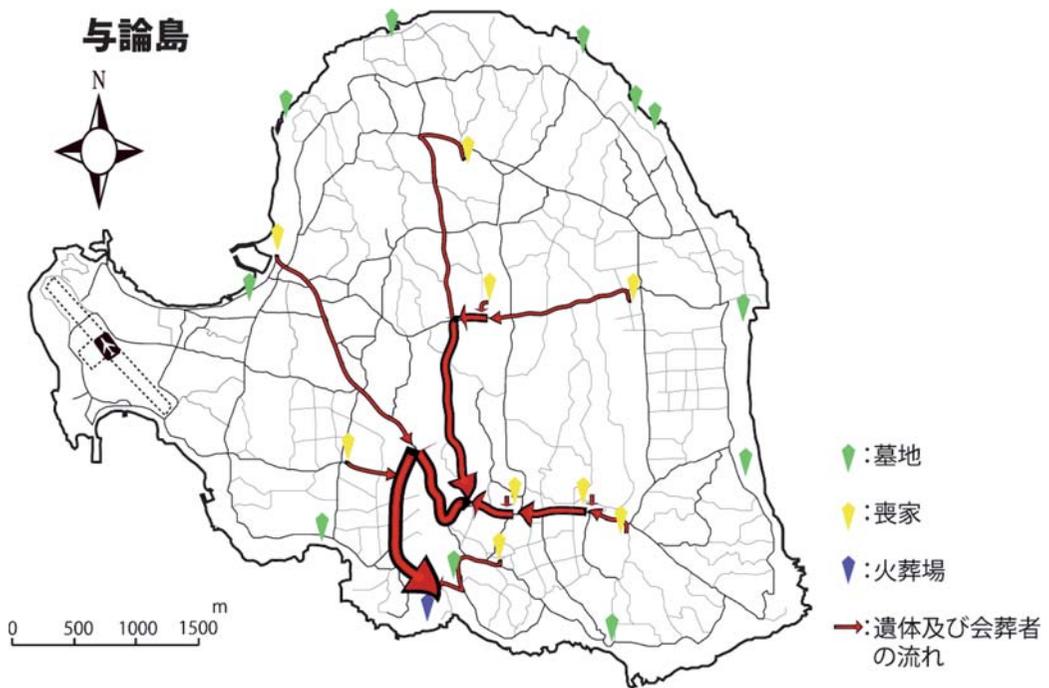
与論島では、概して自宅に近い墓地を利用し、墓地への移動ルートも直近の道を利用するため、土葬時の移動においては、喪家から直近の墓地への流れを図示した。ただ、墓地の空きがないなどの理由から離れた場所に墓地を所有する人もいるが、それは例外的なものと考え、図には反映していない。

図に示されるように、土葬時の遺体および葬儀参加者の流れは、海岸沿いに分布する墓地へ分散しており、火葬時にはそれらが火葬場へと集中している。近隣住民にとって火葬場が近くに建設されるということは、それ以前よりも「さらにたくさん」の葬列に遭遇する可能性を予見させるものであり、すなわちそれだけネガティブな非日常的空間によって日常的空間が脅かされる機会が集中化するものと懸念されていた。

また、町議会においてある議員が「泣きの涙はその道路にばかり落としてくれるな」と述べ、火葬場建設予定地の集落住民からの要望として、道路を整備し、霊柩車などの遺体を運ぶ車が通る道が分散されるように訴えている [与論町議会定例会会議録2002.9.19：28]。そして、次節で取り上げる火葬場建設に対する住民側からの要望でも同様のことが訴えられている。つまり、これまで述べてきたネガティブな非日常的空間の集中化に加え、遺体や葬儀参加者の通り道が固定化してしまうことも、近隣住民にとっては問題として認識されていたのである。



[図1] 土葬時の遺体及び会葬者の流れ



[図2] 火葬時の遺体及び会葬者の流れ

## 2. 空間の〈隔離〉及び〈遮蔽〉

火葬場建設が始められるにあたって、火葬場建設予定地周辺住民や地権者、観光協会、町議会議員などから、火葬場建設への要望が行政側へ提出されている。表1はその内容をまとめたもので、それらの項目を内容ごとに整理したのが表2である。以下、表に示された項目に注目しながら、会葬者の集中化やそれによって構成されるネガティブな非日常的空間を島民が問題視していたことを再確認し、その問題への対応について検討していく。

ここで、ネガティブな非日常的空間という側面から要望を捉えるにあたって、特に興味深いのは次の点である。まず、表2の(4)のように、火葬場へ向かう際に利用する道を複数化したり、一方通行にするなどの規制を設けたりすることによって、一つの道が固定的にネガティブな非日常的空間として利用されるのを避けようとしている点である。これは、先述したように火葬場へと続く道が遺体及び会葬者の通り道として固定化され、近隣住民の日常生活が脅かされてしまうのを防ぐための対策だと捉えられる。

〔表1〕 火葬場建設にあたって提出された要望

要望者：(提出年月日)	要 望 内 容
地元（建設候補地島外集落の：筆者注記） 住民：(2002(平成14)年7月16日)	(a) 敷地北側（候補地の近隣集落への方向）及び東側（琴平神社及び復帰記念碑への方向）にはできるだけ高く土盛をして頂きたい。土盛をした上には植樹等を行い、火葬場内部建物が隠れる対策を講じて下さい。 (b) 待合室の建物面積はできるだけ最小面積にとどめて頂きたい。多人数収容可能な建物を建設すれば、その施設に見合った会葬者が喪服着用にて当該集落内を列をなし、ひっきりなしに通過する。この事が地元火葬場を建設する事に反対する理由の一つである。 (c) 建物外火葬場設備、工作物等は周辺環境に溶け込む様な配慮をして下さい（建物の屋根の色等）。 (d) 火葬設備については、10年20年先を考え、現在の日本で考えられるだけの最新設備とし、なるべく煙の発生の少ない方式を採用してください。 (e) 建物の建設位置については敷地の北東部の土手になるべく近づける。建物が土手にかくれる様にする。 (f) 火葬場への会葬者の通路等については、後刻関係者で話し合う事とする。
町議会議員：(2002(平成14)年8月5日)	(a) (火葬場を利用する際に：筆者注記) 伊波集落内の道路（一定区域）は通過しない。 (b) 車両はあきらかにそれと判る車両（俗に言う葬儀車）の使用を禁ずる。葬儀車には葬儀に関する文字、絵などを一切書かない。 (c) 葬儀関連の車両は一定区域の同じ道を往復しない（一方通行）。 (d) 葬儀場に行く車両は全部で2台程度、できるだけ少なめにする。 (e) 葬儀場に行く車両に（乗る人々：筆者注記）は黒のネクタイ、黒の上着をとるか、他の衣服で覆うこと。 (f) 葬儀場には、いわゆる焼き場と直接必要な施設以外は一切建設、設置を行わず、最小の大きさ、面積にする。

	<p>(g) 葬儀場は琴平から見下ろされる場所である。葬儀車から乗り降りする人が見えないように、車両の駐車場と乗降場所は覆いを作る。当然周囲には植栽を行う。与論町の案内板（パンフレット等）、施設の入り口に火葬場が見えないように、車両の駐車場と乗降場所は覆いを作る。当然周囲には植栽を行う。与論町の案内板（パンフレット等）、施設の入り口に火葬場の表示をしない。火葬場の表示の必要性はない。</p> <p>(h) 葬儀場には煙突は設置しない。煙突の不要な施設にする。</p> <p>(i) 一帯の防潮、防風のための土盛りの植林帯を海岸線に建設する。</p> <p>(j) 地元の方々を中心にした、協議会の設置を早急に行い、地元の意見要望を実行し、決められたことを未永く順守できるように制度化する。</p>
<p>観光協会理事会： (2002(平成14)年8月28日)</p>	<p>(a) 土地を購入できたこと、これ以上のことはない、早く造ってもらいたい。</p> <p>(b) 観光協会だけでなく、他の団体にも説明するのか。</p> <p>(c) 琴平から伊平屋などが見えて景観がいい。鳳凰木やクロトン、南国的な四季折々の花木を植栽してほしい。</p> <p>(d) 公共施設は最小の経費の箱物建物のイメージがある。デザインが問題。</p> <p>(e) 琴平から見たロケーションを検討する。</p> <p>(f) コンクリートを見せない地下埋没型、韓国風墓地など</p> <p>(g) 主婦としては斎場が必要だと思う。島の家は冠婚葬祭用に造られており、家の片づけ時にはプライバシーもない。</p> <p>(h) 喪服（黒い衣装）については、新生活運動のなかで普段着に腕章をつけるなど、意思の統一をはかれないか。</p> <p>(i) 木を植えてもなかなか生えない。工夫を考えるべき。空港では大きな石との組み合わせで植物が生える環境を作り植栽しており、参考にすればいいと思う。</p> <p>(j) 火葬場のイメージでないネーミングを公募したらどうか。</p> <p>(k) 図面ができた時見せてもらいたい。</p>
<p>火葬場建設予定地周辺住民及び土地所有者： (2002(平成14)年9月19日)</p>	<p>(a) 公園的な考え方で、で設計・建設してほしい。</p> <p>(b) 駐車場は、車や人が外部から見えないように、屋根付き駐車場にしてもらいたい。</p> <p>(c) 車両の数を減らすため、町でバスを購入してほしい。</p> <p>(d) 火葬場の汚水、灰の対策の完備</p> <p>(e) 周辺が暗くならないよう、照明を取り付けてほしい。</p> <p>(f) 施設以外の土地を公園化し、町民のいこいの場にしてほしい。</p> <p>(g) 設計に当たっては、火葬場のイメージを感じさせない、豪華な雰囲気のある建物にしてほしい。</p> <p>(h) 周辺への取り付け道路の整備をしてほしい。</p> <p>(i) 潮害対策をしてほしい。</p> <p>(j) 周辺の緑化対策をしてほしい。</p> <p>(k) 現在あるため池を利用して、畑かん施設整備をしてもらいたい。</p> <p>(l) その他については、随時町と関係者で協議する。</p>

注) 各要望書をもとに筆者作成。

[表2] 要望の内容別カテゴリー

カテゴリーする内容	要 望 の 内 容
(1) 火葬場のマイナスイメージに対する配慮	・豪華な建物にしてほしい、公園のようにしてほしい、火葬場のイメージではない名称を公募する、等。 事例： - (j) - (a) - (e) - (f) - (g)
(2) 火葬場を隠そうとするもの	・火葬場が見えないように土盛りや植林を行う、等。 事例： - (a) - (e) - (g) - (b) - (j) ・火葬場を建築物という側面から目立たせないようにするもの（建築面積を最小限にする、煙突を設置しない、周囲の環境に溶け込むようにする、等） 事例： - (c) - (f) - (h) - (f)
(3) 火葬場が利用されていることを周囲から隠そうとするもの	・会葬者が集まらないように、乗り入れられる車両の数を減らす、待合室を狭くする、黒服・喪服の着用を行わない、等。 事例： - (b) - (b) - (d) - (e) - (c)
(4) 火葬場へ行く際に利用される道路に関するもの。	・火葬場へと続く道を複数化する、もしくは一方通行にすることによって、利用される道を分散化しようとするもの。 事例： - (a) - (c) - (h)
(5) 候補地の観光資源としての価値をより高めようとするもの	・植樹を行う、建物のデザインを検討する、等。 事例： - (c) - (d) - (e) - (i)
(6) 地元住民への見返り及び建設に関する意見を反映しやすくするための措置	・地元住民との協議の必要性や、煙かん施設の整備など。 事例： - (f) - (j) - (k) - (l)
(7) 候補地の環境的条件に配慮するもの	・潮害対策や防風対策など 事例： - (i) - (i)
(8) その他	・新生活運動の推進に関するもの 事例： - (h) (黒服について) ・葬儀も行える斎場を求めるもの 事例： - (g) ・最新の設備の導入を求めるもの。 事例： - (d) ・それ以外の要望 事例： - (a) - (d)

注) 表1をもとに筆者作成。

表2の(2)や(3)のように、火葬場そのものを周囲から隔離・遮蔽しようとしたり、火葬場の利用状況を分からないようにしようとする内容も含まれている。(5)、(7)、(8)以外の項目には、当該集落民の負担（火葬場が近くに建設されることを我慢すること）に対する配慮という側面もあり、(2)や(3)にもそのような側面が含まれている。しかし、例えば表1の - (a)のように、候補地北東部の琴平神社から眺めた場合の景観についても触れられており、単に当該

8 表2では、事例を番号とアルファベットの組み合わせで表しているが、これは表1との相互参照を可能にするためである。丸で囲まれた番号によって誰からの要望か、括弧で囲まれた小文字アルファベットによってその内容を、表2から読み取れるようにしている。

集落民の視線だけではなく、全島民の視線を想定した上で火葬場を隠そうとしていることが読み取れる。つまり、島民の意識として、火葬場という空間そのものを 隠蔽 ・ 遮蔽 しようとしていることが読み取れるのである。

表2の(2)は、単に火葬場の施設自体を隠し、目立たなくしようとするものであるが、(3)においては、火葬場への乗り入れられる車両数に制限を設けたり、待合室を狭くしたりなど、集まる会葬者の人数を減らし「黒服」や「喪服」の着用を見直すことで、葬儀が行われていること自体を分からなくしようとしている。そして、表1の - (b)においては、近隣集落民が火葬場建設へと反対する理由として会葬者の問題が取り上げられ、その点を強調していることから、やはりこれが最も重要な問題であったことが分かる。

「会葬者の集中化」という問題は、火葬場が利用され始めた時期に現実の問題として現れた。現在火葬場がある集落の元公民館長であったEさん(前出)や、元役場職員のFさん(前出)によれば、住民側から提出された要望にもかかわらず、火葬場に多くの会葬者が来ていた。また、会葬者がそれぞれ車に乗ってくるため、集まる車両の数も多かったという。

それは地域住民にとって、火葬場の利用が明らかに分かるもので、非常に「困った」状態であった。そのため、集落住民としては再度役場側に要望を提出し、話し合いを行った。そして、火葬場に乗り入れてよい車両の台数に制限を設けることや、親族や友人など、故人と近い人のみで火葬場には来て欲しい、と町民に再度呼びかけ、徹底してもらうこととなった。その結果、集まる車両や人数が減り、現在では火葬場が利用されていても、明らかにそれと分からないようになった。Eさんによれば、車両の数に制限を設けていても、バスを借りて会葬者が集まるようになった、というのが実際のところであるという。しかし、Eさんは、会葬者の数が実際に減ったかどうかということに関係なく、そのように車両の数が減ったこと自体を肯定的に評価していた。それには、火葬場が近くあることに対する「慣れ」や、「みんなも気遣ってくれてるから」というような、他集落民からの配慮を受けての「納得」という側面もある。しかしそれだけではなく、車両数の制限に対するEさんの肯定的評価は、外面的にはあっても、会葬者が火葬場に集まっているかどうか分かりにくくなった点についてなされたものなのである。

また、ネガティブな非日常的空間に対する島民の懸念は、島の重要な収入源である観光客からのまなざしをも想定したものであった。表1の は観光協会から提出され、 - (g)において、与論町の案内板に火葬場の表示をしないように、という要望も出されている。案内板の表示は、利用者である島民にとって火葬場の位置は自明で、わざわざ観光客向けのパンフレット等に表記する必要はない、という考えによるものであろう。

また、本稿 - 2で取り上げた、観光のシンボルである「国民センター」跡地が候補地になり、反対を受けた事例では、反対派の言い分として、「観光の島なのに、空港の玄関口に火葬場を置くことはとんでもない」ということが挙げられていた。空港は、その言葉が適切に示しているように、人の出入りの多い「玄関口」であり、そこからは多くの観光客もやってくる。観光客は、普段自分が生活している場所(日常的空間)を離れ、異なる環境で余暇を過ごすこ

とを求めているという点で、非日常的空間を求めてやって来ている。しかし、ここで観光客に求められている非日常性とは、余暇を楽しみ心身を癒すような、ポジティブな非日常性である。

与論島観光のキャッチコピーには、「東洋に浮かぶ1個の真珠」や「常夏の島ヨロン」などがあるが、ここには、南国ならではのエキゾチックさという非日常性を前面に押し出すことで、観光客を引きつけようとする姿勢がうかがえる。島民は、観光客に求められるものとして、その様なポジティブな非日常性を想定していると推察される。ポジティブな非日常的空間としての「ヨロン」を求める観光客のまなざしに対して、ネガティブな非日常的空間を構成する火葬場という施設をさらすことは、島民にとって「とんでもないこと」だったのである。

同様の指摘は、島の繁華街である茶花商店街の近くが火葬場候補地となった事例についても当てはまる。茶花の商店街を、空港や港から近い「島の玄関口」として、そして「島で一番の繁華街」として捉える視線の先には、旅行中に少なくとも一度は当該商店街に立ち寄りであろう観光客の姿が映っている。そして一方で、「島で一番の繁華街」としての茶花商店街には、多くの島民が日常的に訪れる。つまり、茶花商店街における反対運動で構成された言説は、1つには日ごろから商店街を利用する島民の日常性、2つには観光客から求められるポジティブな非日常性を、火葬場とそれを利用する会葬者たちが構成するネガティブな非日常性から守る、という2つの文脈を有しているのである。

「会葬者の集中化」をめぐる反対派の言い分は、火葬場にまつわるネガティブな非日常性を問題の起点としながら、観光客という外部からの視点への配慮と、先述した地域内の文化規範のような内部の視点への配慮を包含した言説だったのである。

## V. 「啓蒙」すべき反対派の言い分

反対派の言い分における中心的な問題意識は、火葬場が近くにあることによって、「喪服を着ている人々が葬列を組んで家の近くを通るのではないか」という点にあった。このような反対派の言い分は、与論島社会内での文化的なコード、すなわち葬儀が行われている場合にはそれに参加もしくは配慮しなければならない、というローカルな文化規範を意識したものであった。

本節では、そのような反対派の言い分が、町議会においてどのように扱われたのかについてみていく。町議会議員たちは、島の政治の代表者として、県や国といった島の外の政治情勢を意識しなければならない立場にあり、そのことは外部社会の規範を意識せざるをえない立場であることを意味している。町議会における反対派の言い分に対する反応を検討することで、外部社会の文化規範のなかで、与論島社会の文化規範がどのように位置づけられるのかをみていきたい。以下、事例を挙げていく。

### 事例4) Iさん(男性：年齢不明 町議会議員)

1998(平成9)年の第3回与論町議会定例会における一般質問において、火葬場に対する「慣習的な懸念」が住民の側から出ており、そのような町民の意識が変わらなければ、火葬場建設の問題は解決しないのではないかと、ということが指摘されている。

Iさん：「私が今理解をしているところ、皆さんが努力されたことについて検討を加えてみますと、やはりまだ町民の意識が変わっていない。土地的には提供までこぎ付けたけれども周囲の方々の同意が得られない。どうしてもそこに火葬場をつくと毎日与論町全体の喪服が我が家の前の道路を通っていくのではないかと、という非常に慣習的な懸念がでております。」[与論町議会定例会会議録1998.9.18：47-50]

これは、一向に進まない火葬場建設の問題点をI議員が焦点化したものである。要点を整理すれば、火葬場を建設するためにはまず町民の「慣習的な懸念」を変えなければならない、ということである。

1998（平成10）年の第3回与論町議会定例会における一般質問においては、与論町役場の広報紙における火葬場建設難航の理由について、次のような指摘がなされた。

事例5） Jさん（男性：年齢不明 町議会議員）

与論町役場が発行している「広報与論」のなかに、「火葬場建設計画がどこまで進んでいるのか」という町民の質問が取り上げられた。それに対して町当局は、施設用地については譲渡の内諾を得られるが、隣接地主等から土地周辺のイメージダウン、隣接地の価格の下落、道路が不精道になり農作業が出来ない等の反対があり、建設の目処が立っていない、と回答した。これに対して、J議員から、「土地のイメージダウン、不精道、隣接地の価格の下落などということ公文書でだしてしまえば、結局役場が火葬場を作るのは不可能だという風に受けとめられてしまう」と批判が出された。

J議員：「そういう時代の昔に、明治も甚だしいヤブの時代に変える（ママ：筆者注記）と、どうして整備するの。反省してごらんよ。学校一つつくるのにも、ムヌヌヤーとか多いがね、与論は。お互いに気を付けましょう。」[与論町議会定例会会議録1998.9.17：40-41]

「ヤブ」とは民間巫者に対する島民の呼称であり、「ムヌヌヤー」とは、「ムヌ」すなわち妖怪や悪霊が住む「ヤ」（家）のことを指す。J議員の発言は、一見すると行政側の対応に対する批判であるが、その背後には、反対派の言い分をまともに受け止めることを時代的な後退として捉える姿勢がうかがわれる。J議員にとって、火葬場のイメージを問題とする反対派の言い分は、近代合理主義的な考え方が通用しないものであり、それを行政がまともに受け止めることは、民間巫者が跋扈した明治の時代に戻ってしまうほどの大きな退行として捉えられている。また、火葬場建設が議論されていた当時、小学校の移転計画も町議会では議論されていたが、その候補地についても、以前は墓として利用されていた、などの風評が広がっていたという。J議員の発言は、火葬場だけではなく、公共施設の建設場所をめぐるそのような非合理的な言説に対する批判でもあったといえる。

さらに、1999（平成11）年第3回与論町議会定例会の一般質問において、議員のKさんから次のような発言がなされている。当議会定例会は、C町政下での最初の議会であった。

事例6) Kさん(男性:年齢不明 町議会議員)

K議員からC町長に対して、火葬場建設計画の進め方について質問がなされた。C町長の「火葬場は嫌悪される施設であるが、私はそうは思わず、人生の最後の場所であるから、火葬場の候補地はその様な考えで真剣に考えていきたい」という答弁に対し、K議員は賛意を示しつつ、以下のように発言している。

Kさん：「いわゆる与論町民の宗教観・意識感もある程度啓蒙して、変えていきながら」火葬場問題に取り組まなければならないだろう。[与論町議会定例会会議録1999.10.8:73-79]

K議員は、1997(平成9)年3月19日の町議会において、火葬場問題と絡めながら、住民参加型の行政システムの構築を提言している[与論町議会定例会会議録1997.3.19:211-220]。K議員の発言をあわせて考えると、合理的説明に基づかない反対派の言い分は、住民の意見として取り上げるものではなく、むしろ「啓蒙」すべきものであると捉えていることがよく分かる。

社会階層の上部に位置し、県や国といった外部社会の規範を意識せざるをえない議員たちにとって、与論島社会内部の文化的規範に基づく反対派の言い分は、変えるべき対象、さらに強く言うならば、「啓蒙」の対象とみなされていたのであった。ここに文化規範をめぐる与論島社会のウチとソトの軋轢とともに、両者の通訳不可能性(incommensurability)<sup>9</sup>を見いだすことができる。

## VI. おわりに

本稿では、鹿児島県与論島における火葬場の成立を事例に、火葬場が迷惑施設として忌避される要因について、特に反対派の言い分に着目してきた。その際、言い分に対する配慮や、島内の政治的言説下における位置づけなどにも注意を払ってきた。反対派の言い分においては、「黒服・喪服を着た人々が火葬場へと集まる」ことが問題として構成されていた。島民にとって葬儀参加者を目の当たりにすることは、葬儀もしくは服喪への参加を内発的に強制する文化規範を作動させるものであり、日常的空間が葬儀の儀礼空間であるネガティブな非日常的空間へと再編化されることを意味していた。

火葬場が生活空間の近くに建設されるということは、ネガティブな非日常的空間が固定化及び集中化することを意味しており、近隣住民はそれによって日常性が脅かされることを危惧していた。火葬場の建設が始められるにあたっては、そのような近隣住民の懸念への配慮として、火葬場それ自体や火葬場が利用されていることを「隠蔽」もしくは「遮蔽」するような対策がなされた。

9 この言葉は、科学史家のトーマス・クーンによって科学哲学的概念として使用されたものだが[クーン1971]、ここでは、対立する主張が共通の基準で測れず、両者がコミュニケーション不全に陥ってしまうことを指している。本稿で取り上げる問題の枠を出してしまうが、反対派の言い分が拠り所としていたようなローカルな文化規範と、町議会議員たちが拠り所としたような合理主義的な文化規範立場とが対立する際、そこにどのような相互作用がみられるのかという問題は、文化変化における「伝統」と「近代」をめぐる問題とも関連させながら追究していく必要があるだろう。

反対派の言い分は、町議会においては十分には取り上げられず、むしろ「啓蒙」すべきものとみなされていた。それは、言説に合理性が求められる町議会という場において、島内の文化規範を拠り所とした反対派の言い分が、非合理的なもののみなされていたためであった。ただし、反対派の言い分は「観光客」のまなざしをも意識しており、大枠としては議員たちと同じく、外部からの視点を取り入れていることには注意しておきたい。そのように議員たちとは異なった仕方外部からの視線を捉え、逆手に取るように地域内部の文化規範と融合し提示する点に、反対派の言い分の妙がある。

火葬場とは、このように文化的領域と政治的領域が密接に関連しあいながらも、両者のコミュニケーションが困難となる場であった。そこで必要とされたのは、それぞれが異なった一つの価値基準を参照点とするのではなく、互いが互いを相対化しうるような複数の価値基準を参照点としながら、新しい価値基準を創造していくようなコミュニケーションの在り方ではなかっただろうか。本稿での試みは、そのような火葬場の問題がはらむ文化的領域と政治的領域を、反対派の言い分に着目しながら架橋するための、一つの試金石となるだろう。しかし、異なる領域間のコミュニケーションがどのようになされるのかという問題や、火葬場の問題と関連すると思われる死者や遺体の処理をめぐる世界観などについては、今回触れることができなかった。今後、与論島の葬制について研究を進めるなかで、それらの点についても究明していきたい。

最後に、与論島の葬制の変容に関する今後の主要なトピックについて触れ、本稿の考察を踏まえた提言を述べたい。火葬場の問題に決着がついた現在、与論島では告別式場を求める声が挙がっており、移動の便から火葬場に併設するのがよいとも語られる。しかし、火葬場に集まる会葬者の問題は依然として近隣住民の負担の一部となっている。そのため、告別式場の問題を考える際には、公益性のみならず、近隣住民の負担にも再度目配りをする必要がある。本稿の考察を踏まえると、これ以上火葬場近隣の住民のみに負担を集中化させるべきではないだろう。そこで、例えば各集落の公民館を告別式場として利用するなど、死の負担を分散化する形態が有効であると私は考えるが、具体的な提言としてここに記しておく。

火葬場への会葬者を懸念する島民の姿は、翻ってみれば死を個別的なものではなく、地域における社会的なものと捉える態度の表れでもある。そのような態度を有する与論島社会であれば、「死に対する負担を分かち合う」ということも十分に可能ではないだろうか。

## 参考文献

- 浅香 勝輔・八木澤 壯一 1983 『火葬場』大明堂。
- 宇屋 貴 2005 「与論島葬祭研究2004」『葬祭研究所論文集』(2) : 60-77, 公益社葬祭研究所。
- エルツ, ロベール 2001 「死の宗教社会学 死の集合表象研究への寄与」(内藤莞爾訳) ロベール・エルツ 『右手の優越』(吉田禎吾・内藤莞爾・板橋作美訳) : 37-138, 筑摩書房。(初版は垣内出版から1980年に刊行された。)(Robert Hertz, Contribution à une étude sur la représentation collective de la mort. (*Année sociologique*, 1<sup>re</sup> série, t.X, 1907))
- 尾崎 彩子 1996 「洗骨から火葬への移行にみられる死生観 沖縄県国頭郡大宜味村喜如嘉の事例より」『日本民俗学』(207) : 58-83, 日本民俗学会。
- 火葬研究協会立地部会(編) 2004 『火葬研究叢書 1 火葬場の立地』日本経済評論社。

- 加藤 正春 2001 a 「奄美・沖縄における火葬の導入と普及過程」『生活文化研究所年報』(14)：87-124, ノートルダム清心女子大学生活文化研究所。
- 2001 b 「焼骨と火葬 南西諸島における火葬葬法の受容と複葬体系」『日本民俗学』(228)：1-34, 日本民俗学会。
- 2003 「葬制の変貌 沖縄における葬儀の変化と規範の変動」『アジア遊学』(53)：92-100, 勉誠出版。
- 2004 「火葬と沖縄の葬儀 火葬の導入による葬儀の再編成とその外部化」『生活文化研究所年報』(17)：87-113, ノートルダム清心女子大学生活文化研究所。
- クーン, トーマス S. 1971 『科学革命の構造』(中山茂訳) みすず書房。(Thomas S. Kuhn, *The Structure of Scientific Revolutions*, The University of Chicago Press, 1962, 1970 (a revised edition.), Chicago)
- ゴッフマン, E. 1974 『行為と演技 日常生活における自己呈示』(石黒毅訳) 誠信書房。(Erving Goffman, *The Presentation of Self in Everyday Life*, Doubleday Anchor, 1959)
- 塩月 亮子 2008 「沖縄における死の現在 火葬の普及・葬儀社の利用・僧侶への依頼」『日本橋学館大学紀要』(7)：7-24, 日本橋学館大学人文経営学部。
- 武井 基晃 2008 「火葬場が変える島の葬送 終焉に向かう与論島の洗骨・改葬習俗とその後の展望」, 平成16年度～平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(B)) 課題番号16401027 研究成果報告書『遺体処理と祭祀に関する比較民俗学的調査研究』(研究代表者：古家信平)：195-210。
- 津波 高志 2009 「奄美における葬送儀礼の外部化 大和村津久名の事例を中心に」『人間科学』(23)：3-34, 琉球大学法文学部。
- 波平 恵美子 1988 『ケガレの構造』(新装版) 青土社。
- 朴 銓烈 2008 「与論島における遺骨処理方式の変遷と指向点」, 平成16年度～平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(B)) 課題番号16401027 研究成果報告書『遺体処理と祭祀に関する比較民俗学的調査研究』(研究代表者：古家信平)：167-180。
- 与論町誌編集委員会(編) 1988 『与論町誌』 与論町教育委員会。

## 参考資料

- 『与論町議会定例会会議録』1991.3.15 「一般質問」 pp.184-193。  
1997.3.19 「一般質問」 pp.211-220。  
1998.9.17 「一般質問」 pp.40-41。  
1998.9.18 「一般質問」 pp.47-50。  
1999.10.8 「一般質問」 pp.59-79。  
2000.3.17 「一般質問」 pp.122-126。  
2001.3.16 「一般質問」 pp.99-120。  
2001.9.19 「一般質問」 pp.60-63。  
2002.9.19 「一般質問」 pp.26-29。